

2 (略)

3 1件の請負金額が3,500万円以上の建設工事(建築一式工事の場合は7,000万円以上)については、建設業法第26条第3項及び建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第27条の規定により、専任の主任技術者又は監理技術者を置くものとする。ただし、監理技術者補佐を置く場合の監理技術者は、この限りでない。

(削除)

(削除)

(削除)

4 1件の請負金額が3,500万円未満の建設工事(建築一式工事の場合は7,000万円未満)について

2 (略)

3 1件の請負金額が3,500万円以上の建設工事(建築一式工事の場合は7,000万円以上)については、建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第27条に基づき、専任の主任技術者又は監理技術者を置くものとするが、請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)に満たないときにおける1人の主任技術者又は監理技術者が受け持つことができる工事件数は、次の各号のとおりとする。

(1) 1件の請負金額が900万円(建築一式工事の場合は1,800万円)未満の工事については4件までとする。

(2) 1件の請負金額が900万円(建築一式工事の場合は1,800万円)以上3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満の工事については2件までとする。

(3) 前号の請負金額の合計額は6,000万円(建築一式工事の場合は1億2,000万円)を超えることはできない。ただし、建築一式工事と他の工事に同時に従事する場合は、建築一式工事の請負金額の2分の1とその他の工事の請負金額の合計額が6,000万円を超えることができない。

(新設)

ては、1人の主任技術者又は監理技術者が受け持つことのできる工事件数及び請負金額の合計額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 1件の請負金額が900万円未満の建設工事（建築一式工事の場合は1,800万円未満）については、4件までとする。

(2) 1件の請負金額が900万円以上3,500万円未満の建設工事（建築一式工事の場合は1,800万円以上7,000万円未満）については、2件までとする。

(3) 前2号の請負金額の合計額は6,000万円（建築一式工事の場合は1億2,000万円）を超えることはできない。ただし、建築一式工事と他の工事に同時に従事する場合は、建築一式工事の請負金額の2分の1とその他の工事の請負金額の合計額が6,000万円を超えることができない。

5 監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）の配置期間は、工事着工日から工事完了日までとする。ただし、工事期間中工事を中断している期間等において、監理技術者等__を配置する必要がないと市長が認める期間は、除くものとする。

6 監理技術者等__は、その建設業者と直接かつ恒常的な雇用関係にある者でなければならない。

4 主任技術者又は監理技術者

__の配置期間は、工事着工日から工事完了日までとする。ただし、工事期間中工事を中断している期間等主任技術者又は監理技術者を配置する必要がないと認める期間__は、除くものとする。

5 主任技術者又は監理技術者は、その建設業者と直接かつ恒常的な雇用関係にある者でなければならない。

(入札の参加申込み)

第8条 一般競争入札に参加しようとする者は、守谷市一般競争入札参加申請書(様式第1号)に第3条第6項に定める雇用関係を証明する雇用保険、社会保険等の写し(加入していない場合は、市長が必要と認める証明書)を添付し、公告のあった日から3日以内に申請しなければならない。

2 (略)

(入札参加資格の審査)

第9条 (略)

2 (略)

3 前2項の審査においては、特に監理技術者等が適正に配置できる見込みについて審査しなければならない。

(入札の取りやめ等)

第13条 入札参加資格者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめるものとする。

(落札予定者の取消し)

第17条 落札予定者が第3条第3項、第4項又は第6項の規定に抵触することが明らかになった場合は、落

(入札の参加申込み)

第8条 一般競争入札に参加しようとする者は、守谷市一般競争入札参加申請書(様式第1号)に第3条第5項に定める雇用関係を証明する雇用保険、社会保険等の写し(加入していない場合は、市長が必要と認める証明書)を添付し、公告のあった日から3日以内に申請しなければならない。

2 (略)

(入札参加資格の審査)

第9条 (略)

2 (略)

3 前2項の審査においては、特に主任技術者又は監理技術者が適正に配置できる見込みについて審査しなければならない。

(入札の取りやめ等)

第13条 入札参加資格者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめるものとする。また、入札参加者が3者に満たない場合は、取りやめするものとする。

(落札予定者の取消し)

第17条 落札予定者が第3条第3項又は同条第5項の規定に抵触することが明らかになった場合は、落

札を取り消すものとする。

2 (略)

様式第1号 (第8条関係)

[別記1]

様式第2号 (第10条関係)

[別記3]

札を取り消すものとする。

2 (略)

様式第1号 (第8条関係)

[別記2]

様式第2号 (第10条関係)

[別記4]